

第3 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

コミュニティと市の共働に向けては、まず、双方が、互いに「対等なパートナーである」ことをきちんと認識することが必要。

その上で、それぞれが自分の役割を果たしながら、知恵や力を合わせて、住みよいまちづくりに取り組んでいく必要がある。

1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立

(1) 市とコミュニティ双方の意識の改革

各校区で自治協議会が設立され、活動が行われているにもかかわらず、市が、コミュニティに対し「町世話人制度」の時代と同様の接し方(上意下達、全市一律、一方的)をしているケースが見受けられる。このため、市において、職員の意識改革を徹底して行うことが必要。

コミュニティにおいても、自治協議会を中心とした自治のもと、市と共働しながら住みよいまちをつくっていくのだという意識を形成していくことが重要。

市の全職員に、「自治」や「自治協議会制度」、「共働」の考え方を周知徹底する。

- ・ トップのリーダーシップのもと、全職員の意識改革を進める。
 - ・ 考え方をまとめた手引を作成・配付するとともに、職員研修を実施する。
- 自治協議会や自治会・町内会の役員などが、「自治」や「自治協議会制度」、「共働」についての理解を深める。
- ・ 各区の自治協議会長や校区の自治会・町内会長の集まりにおいて、互いにレベルアップできるよう、意見交換・勉強会などを行う。
 - ・ 「自治会活動ハンドブック」について、コミュニティにおける理解促進に役立つよう、全体を「基礎編」「応用編」に分けるなど内容の改善を図る。

(2) 市からコミュニティへの依頼事項の整理・削減

市からコミュニティへの依頼事項には、廃止されると著しく市民の生活に影響を与えるものもあり、今後も、コミュニティが一定の協力を行う必要はある。

しかし、「町世話人制度」の廃止後も、考え方や内容の整理がなされないまま、一方的に“上意下達”で依頼が行われ続けている現状は、「市とコミュニティは対等なパートナーである」という視点に照らして、問題がある。

また、実際に、市からの依頼事項がコミュニティの負担となっている状況があることから、依頼事項の抜本的な整理・削減に取り組むことが必要。

市からコミュニティへの依頼事項(依頼、連絡など)について、考え方を整理し、抜本的な整理・削減を行う。

依頼事項の整理・削減に向けた具体的な取り組み

1 市役所職員の意識改革

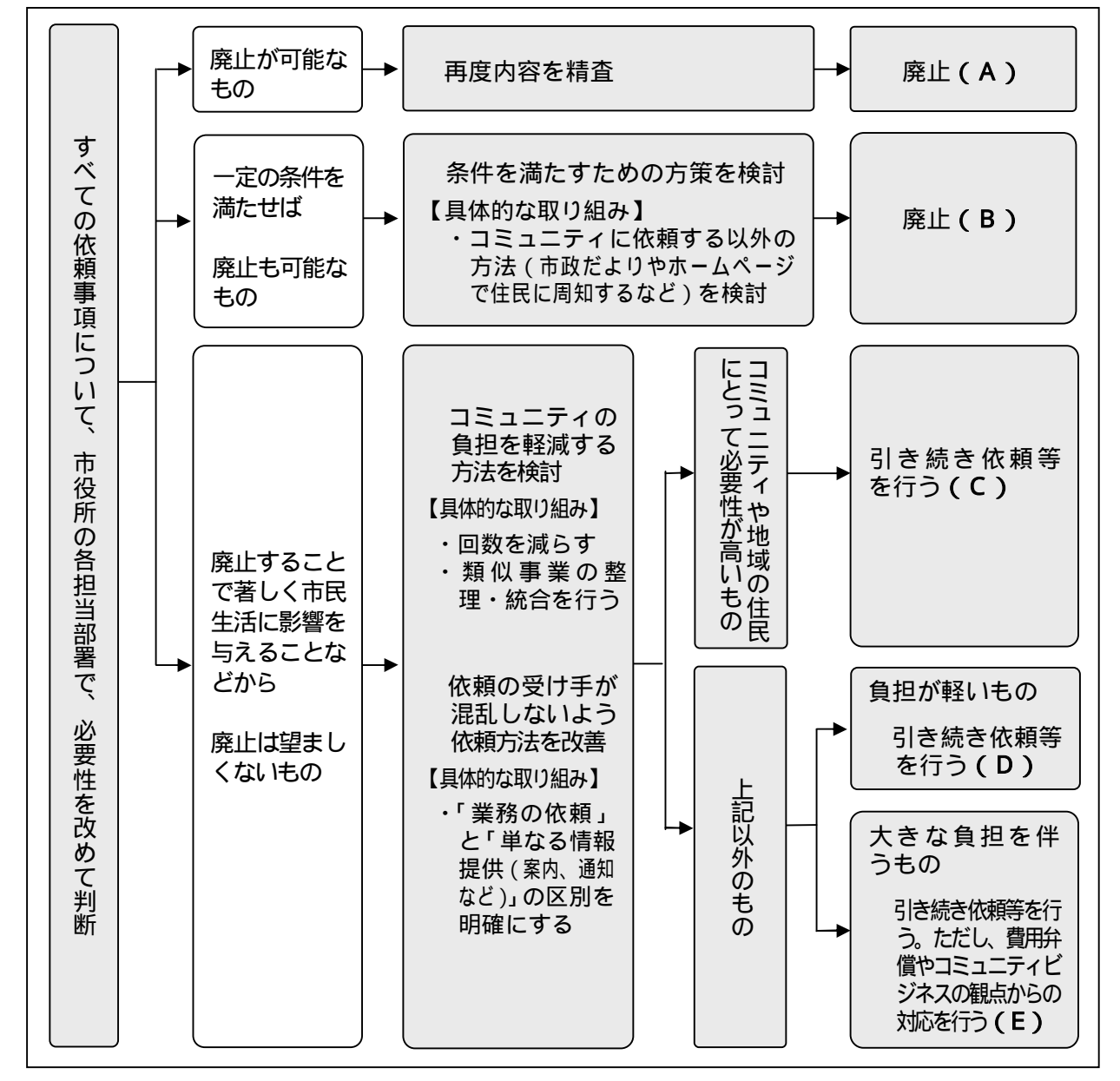
「自治」や「自治協議会」の考え方を改めて市職員に周知し、「コミュニティと行政は対等なパートナーである」という認識を市役所内で徹底する。

2 依頼事項の整理・削減

上記の認識のもと、各担当部署において、所管している事業について、平成21年度から、下図の手順で依頼事項の整理・削減を進める。

あらかじめ、類似する項目別に、市としての基本的な考え方(「廃止」「引き続き依頼」など)をコミュニティに説明・意見を聴取した上で、個別の依頼事項について方針を決定・実施していくことが望ましい。

(図) 依頼事項の整理・削減の手順



2 コミュニティの基本単位である校区重視の施策の推進

(1) コミュニティに関する施策のあり方の見直し

市が一方的・全市一律に施策を決定し、コミュニティに通知・協力依頼を行うのではなく、地域(校区)の実情を踏まえ、コミュニティと話し合いながら施策を決定・実施していくことを、市役所内で改めて徹底することが必要。

企画(施策決定の前)の段階で、これまで以上に積極的に自治協議会等の意見を聴取し、その意向を十分反映させるよう努める(コミュニティが実施内容をメニューの中から選択する方式なども検討する)。

市がコミュニティの活動を支援する施策については「選択するのはコミュニティである」ことを認識し、「市の意向の押し付け(全市一律に実施するなど)は行わない」ことを徹底する。

(2) 区レベルの各種団体のあり方の見直し

住みよいまちをつくるには、それぞれの地域(校区)で、自分たちの地域に必要な活動を決定し、実施していくことが重要。

このため、従来からの「区レベルの各種団体が、事業を通じて校区の活動を主導する」というあり方を見直し、「まずは校区が主体的に活動し、各校区から担当者が集まって情報交換や協議を行う」あり方に転換すべきであるとする。

見直しについては、各団体が果たしている役割や現状を十分踏まえ、各分野の活動の今後のあり方を関係者と十分協議しながら、段階的に進めていくことが必要。

連絡会的な組織への移行

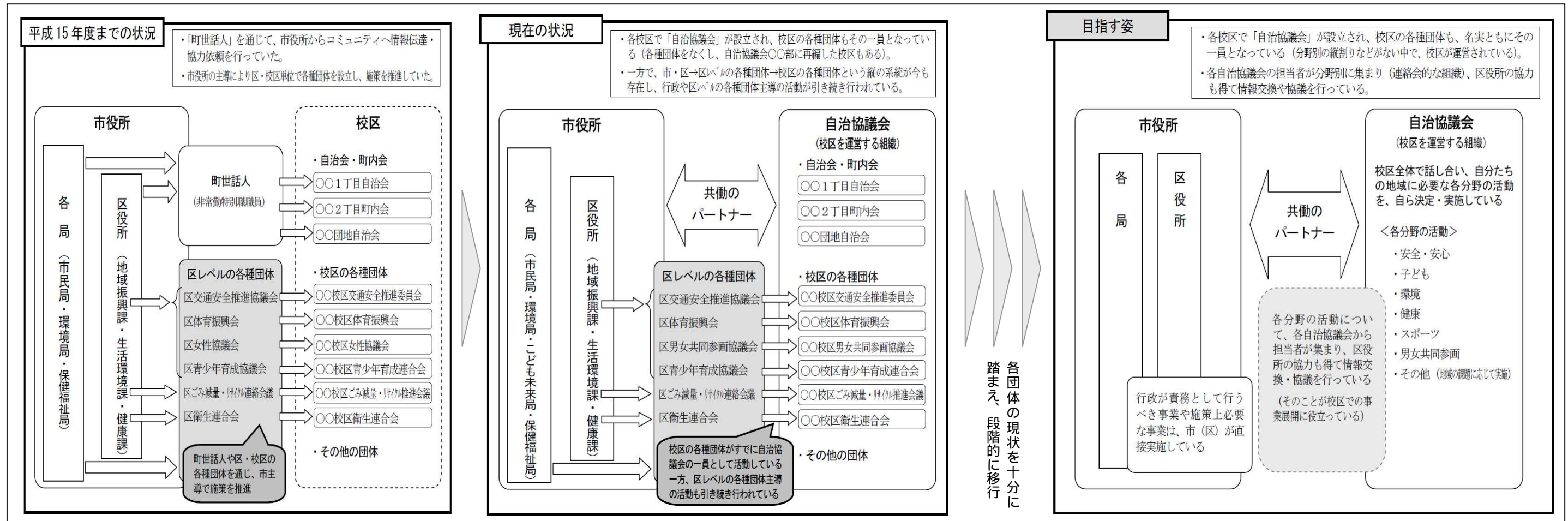
「区レベルで事業を実施する組織」から「校区で選出された各分野の委員で組織される連絡会的な組織(各分野の担当者が集まり、情報交換や協議を行う場)」に移行する。

主催事業の見直し

「校区が各分野の活動を行う上で、区単位で実施する必要がある事業」を各校区が共同で実施する方向で、見直しを行う。

行政が責務として行うべき事業、施策上必要な事業については、今後も必要な場合は、各種団体の事業としてではなく、市(区)が直接実施することを検討する。

[参考] 区レベルの各種団体の見直し(イメージ図)



3 地域支援部の充実・強化

(1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実

地域支援部は、自治協議会等のコミュニティがまちづくりを行うにあたって、行政の「縦割り」が負担となることがないように、市側の「総合窓口」としての役割をしっかりと担っていく必要がある。

コミュニティと市との間のやり取りを円滑にするため、地域支援部が、コミュニティと市の接点、コミュニティと市の各部署のつなぎ役として、役割を果たしていく。

- ・市が各地域で実施するさまざまな事業（公園・道路などのハード整備も含む）について、コミュニティのニーズに合わせ、幅広く連絡調整を行っていく。

市役所内において、地域支援部を中心に、組織間の連携や情報共有をさらに進めていく。

本提言で述べた「自治会・町内会加入の促進」や「コミュニティ活動を担う人材の確保」「市とコミュニティ双方の意識の改革」「区レベルの各種団体のあり方の見直し」などの取り組みについて、コミュニティと地域支援部が話し合い、一つひとつ具体化を進めていく。

(2) コミュニティ活動支援の強化

これまでは、自治協議会の設立支援が地域支援部の主な役割だったが、すでに多くの校区で自治協議会が設立され活動が行われていることから、今後は、校区担当職員や公民館を中心に、自治協議会等の活動支援に本格的に取り組んでいくことが必要。

また、コミュニティ活動の支援をさらに効果的に行うことができるよう、市の組織体制を最適なものへと見直すことが必要。

校区担当職員

校区担当職員は、さまざまな校区の状況を把握しながら、担当する校区の自治協議会等に対して、情報提供や助言などを幅広く行っていくことが必要。

自治協議会等の運営や活動に際し、

- ・自治協議会等が活用できる各種の支援施策（市や、市の外郭団体が実施しているものなど）

- ・他の校区の状況や参考となる事例

などを幅広く把握し、適切な情報提供や助言などを行う。

校区担当職員に対する研修を強化することなどにより、コミュニティ支援に関する校区担当職員の専門性を高める。

公民館

公民館は、校区のまちづくりの大きな鍵となる施設である。

校区内に立地しているという利点を最大限に生かし、自治協議会等と十分にコミュニケーションを取りながら、校区の状況に応じた的確な支援を行っていくことが必要。

また、公民館事業について、自治協議会等の活動とできるだけ重複しないよう調整を行うとともに、事業の目的・内容を自治協議会等と十分に協議し、より地域への貢献度が高いものとなるよう努めていくことが望ましい。

公民館によるコミュニティ活動の支援

地域のニーズや実情を十分に踏まえ、情報提供などの支援を行う。

自治協議会への事務スペースの提供に加え、事務機器やインターネットなどについても、自治協議会等がさらに利用しやすくなるよう、改善を行っていく。

公民館がさらに効果的にコミュニティ活動の支援を行えるよう、各区において、

- ・公民館職員がより高度で幅広い知識を身につけるための研修を実施する。
- ・校区担当職員を通じ、公民館に対する情報提供や助言・指導を行っていく。

公民館と自治協議会の連携強化

自治協議会と公民館が、それぞれの事業を実施するにあたって事前に話し合い、内容を調整するなど、連携しながら、よりよい校区づくりに一緒に取り組んでいく。

場合によっては、自治協議会が実施する事業を、共催などの形で、公民館が支援していく。